

平成28年

柳泉園組合水銀混入調査対策委員会（第4回）会議録

平成29年1月13日開会

柳泉園組合

平成28年柳泉園組合水銀混入調査対策委員会（第4回）会議録

目次

○ 会議次第	1
○ 出席委員	2
○ 関係者の出席	2
○ 事務局の出席	2
○ コンサルタントの出席	2
○ 開会	3
・ 議事（1）柳泉園組合水銀混入調査対策委員会 中間報告書（案）について	3
・ 議事（2）改正大気汚染防止法について	19
・ 議事（3）その他	29
○ 閉会	30

平成28年
柳泉園組合水銀混入調査対策委員会（第4回）会議録

平成29年1月13日（金）
午後1：30～閉会
柳泉園組合
管理棟3階
見学者説明室

会議次第

1. 開会

2. 議事

- (1) 柳泉園組合水銀混入調査対策委員会 中間報告書（案）について
- (2) 改正大気汚染防止法について
- (3) その他

3. 閉会

出席委員

環境カウンセラー	宮 川 正 孝
東京二十三区清掃一部事務組 合施設管理部処理技術担当部 長	大 塚 好 夫
代表委員（清瀬市）	鈴 木 たかし
代表委員（東久留米市）	島 崎 清 二
代表委員（西東京市）	桐 山 ひとみ
清瀬市都市整備部長	黒 田 和 雄
東久留米市環境安全部長	山 下 一 美
西東京市みどり環境部長	松 川 聡

関係者の出席

助 役	森 田 浩
-----	-------

事務局の出席

技術課長	佐 藤 元 昭
資源推進課長	宮 寺 克 己
技術課管理係	濱 野 和 也
技術課管理係	鳥 居 茂 昭
技術課管理係	川 原 龍太郎

コンサルタントの出席

帝人エコ・サイエンス株式会社	桑 本 潔
	鈴 木 大 介
	横 山 努
	千木良 庄 子

午後1時30分 開会

○委員長（宮川正孝） 定刻に達しましたので、只今より「第4回柳泉園組合水銀混入調査対策委員会」を開催いたします。

なお、本日の委員会において、武林副委員長が所用のため、欠席しております。

本委員会の開催前に、委員長宛に質問書が提出され受理されており、その回答をしておりますので、只今より事務局から配布させていただきます。

なお、併せまして昨年10月19日付けで、同じく質問書が提出され、回答をしておりますので、これにつきましても配布させていただきます。お願いいたします。

〔事務局より委員へ資料の配布〕

○委員長（宮川正孝） 只今、申し上げましたように、昨年10月19日付けのものに私が回答したものと本年1月5日付けで同じく回答したものを配布させていただきました。

○委員長（宮川正孝） 次第の2、議事に入ります。

まず初めに、「柳泉園組合水銀混入調査対策委員会 中間報告書（案）について」を議事とします。

それでは、「柳泉園組合水銀混入調査対策委員会 中間報告書（案）について」の説明をお願いします。

○技術課長（佐藤元昭） それでは、「柳泉園組合水銀混入調査対策委員会 中間報告書（案）」について、御説明したいと思います。

こちらにつきましては、過去3回行われました委員会の内容をまとめたものでございますので、かい摘んで御説明させていただきたいと思っております。

まず中間報告書（案）の1ページを御覧下さい。

1.目的、平成27年9月1日、稼働中の柳泉園クリーンポート1号炉排ガスより、水銀濃度が検出されたことで、焼却炉を一時停止するという事態が生じた。

その後、平成27年第4回柳泉園組合議会定例会において、この件に関する陳情が出さ

れ、採択された。本件については、しっかりとした対応策を講じる必要があることから、柳泉園組合水銀混入調査対策委員会を設置し、①水銀濃度が検出された原因究明、②水銀が可燃ごみに混入しないための対策、③搬入された水銀含有廃棄物の管理体制についての検証、④環境への影響についての検証の各側面から、今後の取り組みについて調査・検討することとした。ということでございます。

続きまして、2.委員会の議事概要です。表2-1議事概要ということで、第1回が5月11日、第2回が8月1日、第3回が10月7日に行われまして、議事内容については記載のとおりでございます。

続きまして、2ページを御覧下さい。3.『柳泉園クリーンポート』における水銀検出状況ということで、表3-1焼却炉停止までの経緯には、9月1日8時46分頃に水銀濃度が急上昇したことから、翌10時頃、1号炉が停止するまでの経緯が記載されております。

続きまして、3ページ、(2)水銀検出後の対応ということで表3-2水銀検出後の対応という表にまとめさせていただいております。9月4日の関係3市及び組合周辺自治会への文書にての報告から、平成27年11月19日、1号炉の立ち上げを開始するまでの対応が記載されております。

続きまして、4ページを御覧下さい。4.水銀濃度が検出された原因について。(1)水銀混入推定量、こちらは170gぐらいのものが入ったであろうという根拠になる計算式が載っております。

また、下のほうの文章でこの水銀混入推定量を容量で示すと水銀の密度は13.5のため、約13mlと非常に小さいものとなる。このように170gの水銀は、その重量や容量を踏まえると、収集や搬入の段階で、発見・識別して除去することは非常に困難と考えられる。というふうになっております。

続きまして、5ページ、(2)水銀含有製品別の水銀排出源の可能性に係る評価ということで、表4-1水銀含有製品別の水銀排出源の可能性に係る評価表ということで、170g

相当に達するにはそれぞれの製品がどのぐらい必要かという事が記載されている表でござ
います。ここの表の2段目、乾電池が17,000個となっておりますが、この17,0
00個は1本1本に全て水銀が含まれているという仮定での本数になりますので、実際は
かなり大きな量が入らない限り、170gには到底至らないということになるろうかと思いま
す。

続きまして、(3) 蛍光管・乾電池でございます。柳泉園組合に搬入された乾電池・蛍光
管については、一時保管後、野村興産(株)イトムカ鉱業所に運搬し、適切に処理しているこ
とを第2回委員会において、別紙添付資料1「平成27年度有害ごみ入出量実績」及び委
員会討議において確認した。ということになっております。

資料につきましては、ページ数を打ってはいませんが、15ページ目のところに蛍
光管・乾電池それぞれの入出量実績が添付されております。

続きまして、6ページを御覧下さい。(4) 水銀混入経路については、以下の可能性が考
えられると思っております。①事業系一般廃棄物からの混入、②家庭系一般廃棄物からの
混入、水銀混入経路についての調査結果を以下に示しております。1) 収集運搬業者への
アンケート調査、2) 可燃ごみ内容物調査、こちらにつきましては、検出された9月から
毎月1回、抜き打ちで1日3台前後の車両についての検査を実施しております。

その結果、可燃ごみ中にまれに乾電池が混入していることが確認されました。

ただし、本数としてはさほど大きな数字ではなく、乾電池の混入量がこの程度では水銀
濃度が検出されるまでの量ではないということが確認されております。

続きまして、3) 看護系学校への聞き取り調査、平成28年6月14日の朝日新聞の夕
刊紙面に、看護学校生が授業で使用した水銀血圧計が、家庭に退蔵しているという記事が
出ておりました。関係3市にある看護系学校は2校ございまして、そちらについて聞き取
り調査を行ったところ、2校とも水銀血圧計を使っていない、若しくは使っていても適正
に保管し、処分するときには適正に処分しているというような回答があったということで

ございます。

続きまして、4) 東村山市における環境省のモデル事業というものが平成28年2月の1ヶ月間行われた結果、水銀体温計1,846本、水銀血圧計127台、水銀温度計41個、その他169個が回収されたということが、東村山市のホームページ上でも公表されております。

この結果、当初は事業系ごみに混入されたものが柳泉園組合に入ってきたのではないかと考えておりましたが、4ページ4. 水銀が検出された原因について(1)～(4)の結果より、一般家庭からの水銀混入も十分可能性として考えられる。また、柳泉園組合に持ち込まれた有害ごみが焼却炉に混入したことは、入出量実績その他資料より考えられない。委員会としては、水銀が検出されたことについての原因は特定できないという結論に至った。ということになりました。

続きまして、7ページ、5. 煙突からの排出推定量、こちらに関しましては環境省大気環境保全技術マニュアルに準拠し、一般的な大気拡散モデル(プルームモデル)を用いて煙突からの排出推定量について予測を行いました。

(1) 排ガス緒元。排ガス緒元といたしまして、表5-1に記載されているものを日報データ等より抽出しております。

続きまして、8ページ、(2) 気象条件、こちらにつきましては、当日の気象状況、日報データ若しくは気象庁のデータ、また柳泉園組合の屋上に設置しております風向・風速計のデータを用いております。

(3) 予測地域、(4) 予測結果となっております、予測結果につきましては9ページ、表5-3予測結果に記載されているとおりでございます。施設からの寄与分は最大 $0.00036 \mu\text{g}/\text{m}^3$ となり、拡散倍率は高濃度となった1炉での濃度から算出すると39万倍であったというふうに予測されております。

またこの結果、周辺環境における大気中の水銀濃度測定結果を足し合わせたものでも、

最大で0.00236 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ となり、「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について」に示されております有害大気汚染物質に係る指針値（年平均値0.04 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）を大きく下回る結果となっております。

続きまして、9ページ、6.水銀が混入しないための対策。（1）平成26年度水銀添加廃製品薬局回収モデル事業ということで、こちらも東村山市と同様のかたちで環境省によるモデル事業として、旭川市が行った結果をまとめたものでございます。あとで御覧いただければと思います。

続きまして、10ページ、（2）携帯型水銀連続測定装置の導入検討、現在、柳泉園組合で行っているごみピット投入ごみ展開調査は、組成分析に近い調査のため、1日3台分前後しか調べることができない状況でございます。

他団体の展開調査では、可燃ごみとして不適切なものが入っているのか、いないのかだけの検査であるため、1日に7、8台分の車両を調べることができるというお話を伺っております。そこで、携帯型水銀連続測定装置を使用することにより、1台あたりの検査時間を大幅に短縮することが可能であると考えております。

具体的には、ごみを持ち込まれたパッカー車等のゲートを開き、そこに検知器のノズルを近づけて、水銀が気化するような状態で持ち込まれた場合には、水銀が混入されているのかいないのかの判断が即座に出来るものと考えております。これはどういうことかと申しますと、水銀体温計・水銀血圧計等がパッカー車等で巻き込まれる状態で、ガラス管に入っているものが砕け散って、水銀が飛び散っているようなものであれば、即座に検知できるものというふうに考えられております。

また、1日に検査する車両を大幅に増やすことにより、抑止効果についても大きな成果が得られるのではないかと考えております。

続きまして、（3）水銀含有廃棄物の管理体制の検証。水銀含有製品保管状況につきましては、水銀検出前はオープンなところで蛍光灯、乾電池を保管しておりました。

乾電池につきましてはドラム缶で保管し、いっぱいになったときに蓋をして、蓋が飛ばないようにロックをしている状況でありました。

水銀検出後につきましては、乾電池については蓋をしてロックをし、さらに封印をして内容物が出ないような体制をとっておりますが、蛍光管に関しては従前どおりの保管状況となっております。

今後は、「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」に準拠した水銀含有製品の保管状況に改善していく。具体的には、保管場所を移動しゲートを設けて施錠をする。また、蛍光管保管容器に蓋をして保管し、さらにブルーシート等のカバーをかけて雨水が浸入しないようなかたちで改善検討をしていくということになっております。

続きまして、12ページを御覧ください。(4)水銀含有廃棄物の管理体制改善案ということで一番下、表6-1水銀含有廃棄物の管理体制改善案ということで記載させていただいております。こちらにつきましても、以前、御説明した内容と変わりはありませんが、一番下の水銀検出時の対応に若干の変更がございます。水銀検出時の対応の右端、今後の改善(案)のところでございます。前回お話したときには、国の基準がまだ決定しておりませんでした。

今回、後ほど御説明しますが、国の基準といたしましては、既設の焼却炉については0.05 mg/N m³ということで、柳泉園組合の自主規制値と同等の数値となっており、さらに柳泉園組合の焼却能力ですと年に2回、6ヶ月を越さない範囲で1回以上のバッチ式による測定をなさいと言われております。

また、その下の水銀吸着率の高い活性炭の使用を検討ということが記載されております。

こちらに関しましては、議会でも若干出ているものですが、市民から出された剪定枝等を用いて活性炭にしたものに添加物を加えることによって、一般的な活性炭よりも5割り増し程度で水銀を捕集できるというようなものでございます。こちらに関しては実験データというのも示されているものでございます。

続きまして、13ページを御覧下さい。7. 国の動向について。こちらは御覧いただければと思います。

続きまして、14ページを御覧下さい。8. 今後の検討課題ということで、今後、環境への影響について、こちらについては次の第5回委員会のほうで討議されるものでございますので、今後の検討課題ということで載せさせていただいております。次に関係市との連携ということが記載されております。その下になお書きといたしまして、関係3市と柳泉園組合による「搬入物・搬入方法等を協議する協同部会」を設置し、調整を図っていくとなっております、会の名称は別といたしまして、今後3市が予定している水銀含有廃棄物のモデル事業的なイベントといたしまして、一斉に回収するというようなことを行う場合に、関係3市と柳泉園が調整しながら進めていく。また、委員会のなかでもお話に出た朱肉ですとか、マーキュロクロム液等の扱いや広報の仕方等も含めて、柳泉園組合と関係3市で、課長、係長クラスで密な連絡体制、調整を図って、より効果の出るものにしていければということでございます。

添付資料につきましては、次のページ、先ほど御覧いただきましたが、資料1として平成27年度有害ごみ入出量実績、次のページ資料2といたしまして、柳泉園組合水銀混入調査対策委員会委員名簿を添付させていただいております。

柳泉園組合水銀混入調査対策委員会中間報告書（案）については、以上でございます。

○**委員長（宮川正孝）** はい、どうもありがとうございました。只今、中間報告書（案）についての説明がありましたが、何か御意見等はございますでしょうか。

○**委員（松川聡）** 細かいところですが、5ページで御説明いただいた乾電池の17,000個のところの米印の説明なのですけれども、本文中に書いていないので、あったほうがよいかなと思います。

○**技術課長（佐藤元昭）** はい、すみません。こちら前回の委員会のなかでは備考欄のところに米印がありまして、そこで説明を申し上げていたもので、消し忘れということでござ

います。もし、前回出したものと同じように備考欄を載せたほうがよいということであれば、載せるように対応したいと思います。

○委員長（宮川正孝） よろしいでしょうか。では、補足的に私のほうから乾電池と蛍光管のことを少しお話させていただきたいのですが、例えば、この検討会でも話が出ていました水銀血圧計がほぼ3.5個、4個くらいだとイメージが湧くかと思いますが、物理的にどのぐらいの重さとかですね、容積、嵩になるのか、そういう状態のものを本当に持ち込めるのかなという疑問がありまして、ただ、当たり前のことですが、乾電池は大きな単1から小さい単4までいろいろあります。

さらに、アルカリ、マンガンで重さは違うので、なかなか単純な話ではないなと思いましたが、実は試算してみたのですが、それならば実際に組合に搬入されている乾電池がどのようになっているのかというのを実は先日お願いをして1,100個くらいでしたか、調べていただきました。それをもとに水銀170gに相当する乾電池がどのぐらいなのかということ再度出しまして、次の検討会前までには御覧いただけるようにしたいと思います。

あとはもう一つ、実は野村興産が乾電池からの水銀回収量というのを発表しています。

私が見た限り2つありまして、1つは組合が出しているのもそうだと思いますが、乾電池と蛍光管と体温計で、確か12,000tから0.3t。つまり300kgというのが出ていまして、計算すると25mg/kg、つまり1kgから25mgの水銀がというものがひとつ出ています。

ただそれは、乾電池とともに蛍光管と体温計が入っているものですから、乾電池の水銀量そのものはわかりません。もう一つは、野村興産の方が最近の乾電池の水銀含有量は、10から20mg/kgだというようなことを発表しております。

そういうことを踏まえますと、第2回目資料の乾電池の水銀含有量的前提を見ていればわかりますが、乾電池1個あたり10mgという想定がやはり多すぎるのではないかという

ことになります。

結果的に言いますと、水銀170gに相当する乾電池は、おそらく数十万個ぐらいの数になってくる。

そうすると繰り返しですが、乾電池は種類も沢山あって、当然大きさによって重さも違うので、どのくらいの重さになるか、どのくらいの容積になるのかしっかりとお示ししないと物理的に本当に搬入できるのかということの判断はできないと思います。私が試算したなかでも、搬入は少し無理だなということがわかりますけれども、先ほどの1,100個の乾電池の種類別の分別をやっていただきましたので、それを踏まえて個数に相当するものを正確に出しましてから、水銀170gに相当する乾電池の重さや容積はどうなるかをお示しさせていただくようにいたしますので、それでまた御意見をいただければと思います。

余談ではありますが、この部屋にも上に蛍光管があるものですから、実は蛍光管についても、こういう直管、これは40Wだと思いますが、あと半分の20W、それからサークル型ですと40、32、30Wなどいろいろな種類があると思います。ちょうどこの資料、5ページの資料の表4-1の一番上の蛍光管のところでは28,350本と出ているものから、直管20Wの蛍光管の容積をかけて計算をしてみました。つまり、直管40Wとかサークル型とかいろいろありますが、簡易的に試算するために仮に28,350本の蛍光管が全て直管の20Wのものだとすると、その容積は11.7立方になります。

これは、畳2枚、一坪に積上げますと3.5mになります。軽トラックの荷台で言いますと、4.3mの高さになります。実際にこちらに搬入されているのを御覧いただいておりますが、直管20Wだけじゃないわけですけど、仮に只今申し上げたように直管20Wで28,350本だとするとそのぐらいの容積になりますので、搬入された場合には、目視で確認できるのかなという気が私はしています。ということで、乾電池につきましては、次回までに事前にお示しできるように事務局と調整をさせていただいた後

に、お示しさせていただきます。

○委員（大塚好夫） すみません。表現を少し変えたほうがよいのかなということと、表現を少し加えたほうがよいのかなという気になったところがありました。

まず、頭からいきますと、目的のところ、稼働中の柳泉園クリーンポート1号炉排ガスより水銀濃度が検出されたと書いてありますが、水銀濃度が検出されたという表現は変かなと思います。水銀が検出された若しくはもう少し違う表現に。少しでも濃度という言葉が入ると日本語的には変かなという気がします。

それと11ページの(3)水銀含有廃棄物の管理体制の検証というところで、書かれていることはこれで問題があるとは思いませんが、ここに書かれているように分別回収のガイドラインなので、保管の考え方について3点書かれています。

ひとつが、飛散・流出防止対策ということ、それともうひとつが雨水浸入対策とその他の廃棄物と区分ができるようにしなさいよということが、ガイドライン上に書かれていて、この項で記載されているところにもそのことが書かれているので、そういったガイドラインを満たすようにしていきますよという表現を入れたほうよいのかなという気がしました。

それから、その上のところですが、少し表現が強すぎるのではないかなと思ったところが、携帯型水銀連続測定装置の導入検討のなかの最後のところです。11ページの3行目、具体的にはのところ、水銀が混入されているのかいないのかの判断が即座にできるものと考えられる。事務局さんの御説明で間違っているとは思わないのですが、ここをもう少し丁寧に説明をしないと誤解を招くかなと。要は、水銀が気化するような状態というのは、水銀製品が壊れていたらすぐ気化しているので、それは測定できるでしょうということなので、そういうところが報告書になるわけです。これを読まれた方がすぐわかるような丁寧な説明が必要なのかなと思います。それから、委員会のなかでも前に発言させていただいたところになるのですが、4ページ目のところになります。水銀濃度が検出された原因の水銀混入推定量。これはこういう計算式でやりますよというのは構わないと思います

が、この前提条件のXを計算するうえでの条件をはっきり書いたほうがよいですよという発言をさせていただいたと思いますけれども、これだけだと条件としては足りない部分があるのかなという気がします。

例えば、低減率の考え方も書いてありますが、これはどこから持ってきているのかといったところが、最終の報告書の中には入れておいた方がより親切かなと。読み手にとっては分かりやすいかなと思いますので、そういうところを御変更いただければと思います。

以上です。

○委員長（宮川正孝） はい、貴重な御意見をどうもありがとうございます。他の委員の皆さまいかがでしょうか。

○委員（山下一美） すみません。

○委員長（宮川正孝） よろしく願いいたします。

○委員（山下一美） 只今、文章表現とかいくつもありましたので、そのような内容になってくるのですけれども、例えば、1ページの4行目ではしっかりとしたとありますけれども、役所的には適切なのか、そういう言葉を使うのかなと思います。細かいところで申し訳ないのですが、同じページの2行目の頭、事というこの漢字ですけれども、文章的にはひらがな、何々すること、などについてはひらがなを使ったほうがよろしいのかなと思いました。

また、3ページ目ですが、9月25日、上から3段目ですか、それからその下10月16日から19日で、これは展開調査の結果だと思うのですが、問題ないことを確認する。確かに問題ないということでしょうけれども、水銀が出てこなかったとか、混入物としてなかったとかいった表現のほうがよろしいのかなと思いました。

それから同じページの11月13日、下から2段目ですけれども、ここではじめて柳泉園組合の自己規制値が0.05とありますけれども、この前提として国の規制値が無いということと、何を根拠に0.05を柳泉園組合として自己規制値としたのか、という説明

があったほうがよろしいのかなといったところです。

ページ毎で申し訳ありません。次の4ページですけれども、4ページの1の1行目、水銀計の値がトレンド表示。トレンド表示とは、多分こういう報告書が公開されたときには、おそらく不明瞭なところかと思imasので、例えば、専門用語的なところには注釈を最後のところに用語集などがよくあるかと思imasますが、そのような形を取ってもらうのもひとつあったほうがよろしいのかなと思imas。

それから6ページ目ですけれども、真ん中の4) 東村山市のモデル事業のケースがありますが、東村山市におけるというその東村山市の後ろ辺りに人口と世帯数があると、のちのち旭川の例も出てきますので、そういった数値的なデータも載せておいたほうがよいのかなと。それからこの時、いくつか回収されていますが、その後の処分について何かおわかりになるものがあるのであれば、そこを記載しておいていただければなといったところ。

次の7ページですけれど、大きな5番。煙突からの排出推定量で、環境省の大気環境保全技術マニュアルとありますが、これは次の8ページを御覧になっていただきますと、下から3行目、「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について」（平成15年、中環審第143号）といつどこから出典されたものかというのを引用したものについては、全て表記しておいたほうがよろしいかなといったところでございます。

それから、申し訳ありませんが、12ページ(4) 水銀含有廃棄物の管理体制改善案のなかで、中段のほうの文章で「水銀検出時の対応については」とあって、その次の行の大気汚染防止法改正時、この改正につきましては、表6-1の最下段に平成30年4月1日施行予定とここに出てきますけれども、この改正の日にち、予定日についてもこの本文中に入れたほうがよいのではと思imas。

その次に、続いて国の基準が自主規制値より厳しい場合、厳しいという表現はどうかと思imasものですから、自主規制値を上回る場合はですとか、その次のゆるい場合は、下回る場合といった表現のほうがよろしいのかといったところでございます。

細々と多いですがよろしく願いいたします。

○委員長（宮川正孝） いろいろと御指摘ありがとうございます。多々ありますが、事務局のほうも申し訳ありませんが、よろしく対応をお願いいたします。御指摘のとおりだと思いますので。

他にいかがでございましょうか。

○委員（大塚好夫） 委員長、ひとつよろしいでしょうか。今後の検討課題等のなかで、環境への影響と関係市との連携と書かれている、まさにそのとおりだと思います。それで、関係市との連携のなかで、先ほどの御説明の中で広報といった話もありましたので、PRの在り方と関係市との連携とはちょっとレベルが違うかなと思います。何が言いたいのかというと、持ち込み事業者さんへ対してのPRも非常に重要なので、市だけということではなくて、広報という視点での検討課題もひとつ、広報ということをつくったほうがよいのかなと思います。私ども一組の組織の中でも抑止策として、PRがかなり対策のウエートを占めています。それを表に出したほうがよいのかなと思います。

以上です。

○委員長（宮川正孝） はい、ありがとうございました。いかがでございましょうか。

○委員（山下一美） すみません。

○委員長（宮川正孝） よろしく願いいたします。

○委員（山下一美） 何度もすみません。11ページの（3）水銀含有廃棄物の管理体制の検証で、1行目のオープンなところで保管しているという表記ですが、オープンというのが不特定多数の方が入って来られるようなイメージにも捉えられかねないというところもありますので、何か別の表現のほうがよろしいかと思います。逆にこの管理体制をもう少し詳しくここで述べてもよろしいのかなと思ったところでもあります。併せてその5行目、蛍光管に関しては従前どおりの保管状況となっていると結んでおりますが、この従前どおりの保管状況というのはどういった形なのかというところもここで説明をしたほうが

よろしいかなと思ったところでございます。

以上です。

○委員長（宮川正孝） 現状といたしますか、改善前のことを率直に書いてしまってよろしいのではないのでしょうかという御意見だと思います。それぞれ分けて、こんな形でやって、排出するまではこうやって保管してましたと書いていただければよろしいのかと思います。

いかがでございますか。

○委員（桐山ひとみ） はい、すみません。私も事実のところについては、もう少し細かく御説明していただいてよいのかなと思います。特にこの中間報告については、時系列的な経緯はもちろんですが、やはり皆さん最終的に関心をお持ちになるのが5ページの2番、あと表4-1。この辺りについては、かなり注目をされてくるのではないかなと思ってるので、朱肉とかマーキュロクロム液とかの話も付け加えていただいていたと思うのですが、もう少しこの辺りも注釈を付けていただくような形で、もう少しどんなものなのかということをごひ加えていただけたらありがたいかなというふうに思います。

それから、6ページにあります東村山市における回収事業ですけれども、これもかなり構成3市も注目をしている、今後3市もこういう形で家庭内に眠っているものを回収されたらどうかという話まで出ておりましたので、この辺りのその他の169個回収されたというその他の部分も、もう少しどのようなものがあったのかというのが分かれば、結構数も多いので、もう少し細かめに教えていただければよいかなと思います。

あとは今後の対策というところで、先ほども御指摘があった水銀含有廃棄物の管理体制の検証ということで11ページから12ページ辺りだと思いますけれども、この辺りの柳泉園における乾電池及び蛍光管の保管状況については、組合議会のほうからもかなり御指摘があって、先ほどのそのオープンなところというオープンという書き方の意味も私も指摘をさせていただこうと思っておりました。この辺りの従前どおりの保管の状況という

のも、具体的には読まれた方はわからないので、いつでもどこでも誰でもが簡単に入って、そのものを持ち出すことができるものなのかというふうに思われる。読んでそのように思うこともあるかと思いますが、その辺りについてももう少し具体的に書かれたほうがよいのではないかなと思っております。

それから、今回この保管場所につきましては、ゲートを設けて施錠をしていくということでしたが、基本、雨水が浸入しないようなかたちというところで、屋根を付けないということだったと思うので、その辺りについても十分な管理体制がきちんと今後なされていくのだということを明確にしておかないと、雨ざらしになったときに実際にどうなるのかというのが、また指摘を受ける材料になりかねないと思うので、その辺りもブルーシートのカバーを掛けられると思うのですが、常時きちんとした管理体制がなされるようなかたちでお願いしたいと思っております。

あとは、14ページの先ほど大塚委員のほうからも指摘がありました、構成3市でも今後水銀の含有製品が家庭内にもまだまだ眠っているものがあるということと、排出するにあたっての市民への分別の徹底というところでの広報ということで、これからも3市が協同してPRは努めていくと思っております。その辺りについての連携と各市が、これはきちんと市民へも分別の意識を高めていっていただきたいということも含めたところでも、もし記載ができるのであれば、お願いしたいと思っております。

以上です。

○委員長（宮川正孝） ありがとうございます。事務局は対応等をお願いいたします。

あとはいかがでしょうか。

1点私のほうからですが、実は昨日、本日御欠席の武林副委員長からの中間報告書（案）についてのコメントをいただいておりますので、読ませていただきます。

急な用務のため、本日の委員会を欠席することをお詫び申し上げます。本日審議予定の中間報告書案について、このような事情のため事前に事務局より送付いただき、確認いた

しました。今回の内容は、主として混入原因の検討とそれを受けた管理対策の改善に関する内容を取りまとめたものであり、これまでの議論が整理された妥当な内容と考えます。とのコメントをいただいております。

また、併せて最終報告書に向けてのコメントもいただいております。

○技術課長（佐藤元昭） 委員長よろしいでしょうか。

いろいろ御指摘いただきまして、ありがとうございました。只今、御指摘していただいたとおりの変更ということで皆さんよろしいでしょうか。よろしければ、只今、御指摘がありましたとおりに変更をいたしまして、案を取ったものを再度お配りしたいと思いますので、お時間をいただければと思います。

また、更にこの検討課題での事業者へのPRですとか、広報の仕方ということを御指摘いただきましたが、その辺の細かなところは最終報告書のところに、もう少し細かく記載しようと思っておりましたが、そういうことでよろしいでしょうか。

〔一同頷く〕

はい、ではそのようなかたちで訂正をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（宮川正孝） その方向でよろしく願いいたします。

只今、最終報告書のことがお話しに出ましたので、武林副委員長からも御意見をいただいておりますが、私のイメージですと本日最初に御紹介いただいたこの中間報告書（案）におそらく提言みたいなかたちで、あくまでも柳泉園組合の調査の検討会ですけれども、ひとつはやはり組合に対して、例えば、保管のことで御指摘いただいたので、やはり組合に対して、それから構成の3市に対してと思っております。それから先ほど桐山委員から御指摘いただいた市民の皆さまの協力が不可欠ですから、市民の皆さまへのという話、それから一般の事業系で排出なさっている皆さまもいらっしゃると思いますし、収集されて運搬をしている業者さんもいらっしゃると思います。そういった意味でも事業者さんに対

する提言みたいなかたちで、おそらくまとめるのかなと私はそういうふうに考えております。

また、本日と最後の段階でも何か御意見があればいただければと思いますし、また、最終になりますけれども、次の委員会に向けて事前に御意見を事務局のほうへもいただければ、検討させていただいて、最終的には報告書にまとめるようにと考えております。

では、もし中間報告書（案）について御意見等があれば、また後にでも時間があると思いますので。

次に進めさせていただいてもよろしいでしょうか。

特に、この中間報告書（案）の内容で異論はないということで、先ほど事務局からありました御指摘いただいた部分については、修正等させていただいて、また、御確認等いただく機会があると思います。

これでよろしいでしょうか。

〔一同頷く〕

それでは次に、2番目の「改正大気汚染防止法について」を議事とします。

それでは、改正大気汚染防止法についての説明をお願いいたします。

○技術課長（佐藤元昭） はい、改正大気汚染防止法の説明についてですが、こちらは参考資料ということで、昨年11月に説明会がございましたので、添付させていただいております。この法律が決まったことにより、報告書のほうへも影響が出てくるものと思っております。参考資料として添付しております。

概要につきましては、これからコンサルのほうから説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○コンサル（横山 努） はい、それでは大気汚染防止法改正の経緯及び概要について、帝人エコ・サイエンス横山から御説明させていただきます。

申し訳ありませんが、横で見まして1ページの右側から説明をさせていただきたいと思

います。

はじめに、大気汚染防止法が改正された背景といたしまして、水俣条約の締結があります。全世界的に、人為的な水銀の排出が、大気、水、生物中の水銀濃度や堆積速度を高められている状況を踏まえまして、地球規模での水銀対策が必要と認識され、水銀に関する水俣条約が2013年10月に採択されました。

日本国内はどのように対応していくのか話し合いを繰り返しまして、2016年2月に締結いたしました。実際、水俣条約の発効は締約国の数が50となってから90日後と定められておりまして、2016年10月1日現在では、締約国が32となっておりますので、現在ではまだ、発効の要件には達していない状況ではございます。

水俣条約は、先進国と発展途上国が協力して、水銀の供給、使用、排出、廃棄など、各段階で総合的な対策に世界的に取り組むことにより、水銀の人為的な排出を削減し、越境汚染をはじめとする地球規模の水銀汚染の防止を狙ったものでございます。

水俣条約締約国が水銀の大気排出を抑制するために取り組むべき義務が3つございます。1つ目が、5種類の発生源の事業所施設に対して、新設時にはBATと略されますが、利用可能な最良の技術。それとBEPと略される環境のための最良な慣行というものを適用するということです。この5種類の発生源というのは、石炭火力発電所、産業用の石炭燃焼ボイラー、非鉄金属製造施設、廃棄物焼却設備、セメントクリンカー製造施設についてであります。

2つ目が、既存施設についても、各国の事情に応じて措置を導入するということ。

そして3つ目が水銀大気排出量に関する国レベルでのインベントリーの作成をするということでございます。

水銀排出の現状といたしまして、地球全体で水銀の大気排出量は、2010年において、1,960tと推定されております。日本国内においては、2014年で17t排出し、廃棄物焼却施設では、そのうち33%であった推計されております。

2 ページ目左側の大気汚染防止法の概要について御説明いたします。

このような世界的な取り組みである水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、日本としましては大気汚染防止法を改正し、水銀排出施設に対し排出基準や遵守の義務化を行いました。

従来の大気汚染防止法では「大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全する」ことを目的としておりましたが、改正大気汚染防止法におきましては、目的に水俣条約の水銀等の大気排出量をできる限り抑制するという目的にならない、「水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため工場及び事業場における事業活動に伴う水銀等の排出を規制」するということが追記されております。

続きまして、改正大気汚染防止法における関係主体の義務・役割について、御説明いたします。まず、この関係主体は4つに分類されておまして、水銀排出者、要排出抑制施設設置者、地方公共団体、そして国です。

水銀排出施設とは、水俣条約で規制の対象となる「石炭火力発電所」、「産業用石炭燃焼ボイラー」、「非鉄金属製造施設」、「廃棄物焼却設備」、「セメントクリンカー製造施設」ですが、水銀排出者は、これらの施設を設置・構造変更をする場合に届け出が必要となります。施行時点ですでに施設を設置している場合においても届け出が必要です。また、水銀排出施設に係る排出基準を遵守するとともに、環境省令で定めるところにより、水銀濃度の測定をして、結果を記録し、保存しなければなりません。

2つ目の関係主体といたしまして、要排出抑制施設設置者です。要排出抑制施設とは、水銀等の排出量が相当程度多い施設で、排出を抑制することが適当である施設で、その設置者は、自主的取り組みとして、自ら遵守すべき基準の作成、水銀濃度測定、記録、保存を行うとともに、実施状況及び評価を公表する必要があります。

続きまして、地方公共団体です。都道府県知事・大気汚染防止法政令市長は、水銀排出施設の設置・構造の変更等届出受理日60日以内に限り、計画変更と設置計画廃止の命令

することが出来ます。

また、排出基準に適合しない水銀等を継続的に排出する事業者に対して、改善勧告及び勧告に従わない場合の改善命令が出来ます。事業者に対し、水銀の大気排出抑制に必要な措置を講ずることを促進するために情報提供に努めるとともに、住民に対し水銀の大気排出抑制に関する知識の普及を図るよう努めなければならないとされています。

そして、最後に主体の国です。国内の水銀大気排出状況を把握し、その結果を公表すること、水銀の大気排出抑制のための技術情報を収集整理し、その成果の普及を図る等、水銀の大気排出施策の実施に努めなければならないとされています。

続きまして、罰則についてですが、計画変更等への命令違反、届出義務の違反、虚偽の届出、水銀濃度測定結果の記録保存義務違反、虚偽の記録等に関して、罰則規定が定められています。施行日につきましては、平成30年4月1日からを予定してされていますが、水俣条約の発効がこれ以降であった場合は、条約発効日とされています。

続きまして、そのページの右側に規制対象の施設の種類と基準について、表でまとめられています。水銀排出施設について、その規模や対象物質別に排出基準がそれぞれ設けられています。改正法施行後、新たに水銀排出施設を設置する場合には、新規施設の基準値が適用され、施行以前に設置されていた施設については既存施設の基準が適用されることとなります。

続きまして、1ページ目に戻っていただきまして、左側のほうで御説明いたします。

まず、水銀排出施設の設置・構造変更の届出についてです。次の場合に都道府県知事及び大気汚染防止法政令市長への届出が必要となります。

まず1つ目が、水銀排出施設を設置しようとするとき。次が、既に水銀排出施設に該当するものを設置しているとき。そして、そのほか届出の内容について変更を行ったとき。また、施設の使用を廃止するとき。施設を譲り受け借り受けをしたときなどについて、それぞれ届出が必要とされています。

最後の下ですけれども、排ガス中の水銀測定法についてでございます。改正した大気汚染防止法において、排ガス中の水銀測定法について規定されております。測定方法は全て、バッチ式で測定を行います。測定の対象としましては、ガス状水銀と粒子状水銀がございまして、これについてそれぞれ測定方法が規定されております。

測定頻度は、排ガス量が40,000 N m^3 /h以上の施設では、4か月を超えない作業期間ごとに1回以上、それ未満の施設では6か月を超えない作業期間ごとに1回以上とされております。

測定結果の確認方法についてですが、平常時における平均的な排出状況を捉えたものであるかを適切に確認することとされております。排出基準を上回る濃度が検出された場合は、水銀排出施設の稼働状況を一定に保った上で、速やかに3回以上の再測定を行い、所定の方法で評価することとされております。

以上、簡単ではございますが、大気汚染防止法改正の経緯及び概要について説明させて頂きました。

○技術課長（佐藤元昭）では続きまして、次のページ、スライドになっております。

1ページに4個ずつ出ているものですが、今、コンサルのほうから説明があったものを分かりやすくしたものの、パワーポイント方式での説明となっております。

そのなかで、柳泉園組合に係るところについて、御説明したいと思います。一番最後の資料を御覧下さい。A4の横のものでございまして、柳泉園組合自主規制値と改正大気汚染防止法の比較表というものがございます。こちらについて御説明いたします。

規制、基準値でございますが、柳泉園組合は自主規制値といたしまして0.05 mg/N m^3 ということで、自主規制値を設けております。

改正大気汚染防止法につきましては、既設の焼却施設につきましては柳泉園組合の自主規制値と同じ、0.05 mg/N m^3 ということに決まりました。新設に関しましては、0.03というこの0.05よりも厳しい基準となっております。

次の段、対象物質ですけれども、柳泉園組合で測れるのは、連続測定器で測っているものはガス状の水銀となりますが、改正大気汚染防止法では全水銀、ガス状及び粒子状の水銀を測りなさいということになっております。

続きまして、測定方法ですけれども、柳泉園組合としましては現状、連続測定を行っております。改正大気汚染防止法では、バッチ測定をなさいということになっております。こちらは、先ほど説明いたしましたとおりに柳泉園組合では、年2回のバッチ式での測定ということになります。測定のタイミングですけれども、柳泉園組合は連続測定器が付いておりますので、常時測定で監視をしているということになります。

また、改正大気汚染防止法では、平常時における平均的な排出状況を踏まえて測定ということになっておりますが、その下の矢印が付いているところを御覧いただければと思います。突発的に基準値を超えただけでは、排出基準違反にはならないとなっております。

またさらに、その下の米印ですけれども、排出基準は地球規模における総水銀量を削減する観点から設定したものであり、排出基準を超える水銀等が排出されたとしても、直ちに地域住民に被害が生じるものではないということがうたわれております。

続きまして、その下の規制、基準を超えた場合の対応。ということで、柳泉園組合は自主規制値を設けておりまして、2時間連続でその自主規制値を超えた場合は焼却炉を停止し、関係市等へ連絡することとなっております。

改正大気汚染防止法では、基準値を超えたから停めなさいということとはうたっておりません。バッチ式ですので、結果が出るまでには数週間かかる関係もあるのでしょうかけれども、出たから停めなさいとは言っておりません。超えた場合、3回以上の再測定をなさいというふうにうたわれております。3回以上の再測定を実施した場合、最高値と最低値をカットし、残ったものの平均値を出しまして、それでも超過している場合には都道府県に連絡をするとともに、再発防止に努めることということがうたわれております。ということは、現在、柳泉園組合が自主規制値と設けている基準2時間連続でそれを超えた場合

は、焼却炉を停止するという事で、改正大気汚染防止法よりも厳しい自主規制値を設けているということになるかと思えます。

また、運用開始時期ですけれども、現在、柳泉園組合では運用を開始しておりますが、改正大気汚染防止法では早くても平成30年4月1日よりとなっております。これは、先ほども御説明がありましたが、水俣条約の締結国が50カ国になったのち90日目に効果が発生するという事になっておりますので、改正大気汚染防止法は決まったのですけれども、まだ効力は発生していないということになります。

柳泉園組合の自主規制値と改正大気汚染防止法の比較についての説明は、以上となります。

○委員長（宮川正孝） はい、ありがとうございました。只今、改正大気汚染防止法についての説明がありましたが、何か御意見等はございますか。

1点ですけれども、只今説明していただいた比較表に、上から2つ目の対象物質となっておりますが、その前のスライドなどでは測定対象となっております。おそらく、測定対象のほうの方が適切かなと私は思うのですが、対象物質はあくまで水銀なので、形態がガス状なのか粒子状なのかということだと思うので、測定対象のほうの方がより適切な表現かなと思えます。

それからもう1点ですが、中間報告書の案の中に、例えばこれを12ページの補足資料みたいなかたちで付けるということはお考えでしょうか。つまり、自主規制値の話は中間報告書（案）の12ページにも出てくるので、せっかくならこうやって分かりやすくまとめていただいているので、参考資料か何かのかたちで付けて、分かりやすい形で中間報告書を出すのなら、そうしてもよいのではと思いました。

○技術課長（佐藤元昭） はい。委員長、御指摘がありましたので、対象物質の名称を変えさせていただきます。別紙3として資料添付させていただきたいと思えます。

○委員長（宮川正孝） そのようなことで他の委員の方、よろしいでしょうか。

○委員（大塚好夫） はい、それで構わないです。それと、現状の自主規制値と改正大気汚染防止法が改正された以降の自主規制の考え方というのは、若干違いますね。測定方法が今は自主規制だと連続測定だけですけれども、改正後はバッチ式を入れなさいよということで、少し違うので、改正後の欄をひとつ設けていただいたほうが、より見やすいかなという気がします。

要は上乘せで今の自主規制値だけではなく、自主規制に若干バッチ測定などが増える。法的にやらなければいけなくなりますので、今も法的にやりますけれども、そのなかのやり方も若干違うところがありますので、そういうところは加えたほうがよいのかなと思います。

○委員長（宮川正孝） ありがとうございます。大気汚染防止法については、多摩地域では、八王子市を除く全域が東京都環境局の所管のため、三市の皆さまは大気汚染防止法については馴染みが薄いかもしれませんが、現在も同法の対象となっている柳泉園は今後、改正大気汚染防止法の水銀の排出規制の対象ともなってくるということでございます。

○委員（大塚好夫） すみません。せっかくコンサルさんがいるので、コンサルさんに質問をさせていただきたいのですが、今、批准がいつだか分からないということですが、コンサルさんのほうの情報で、批准されるのがいつごろになりそうかというような、そういう情報はあったりしますか。

○技術課管理係（鳥居茂昭） すみません、事務局のほうでお答えさせていただいて、よろしいでしょうか。

昨年11月11日に環境省のほうへ説明会に出席した際に配布されました資料を添付させていただいておりますけれども、このときの状況においては今書いている批准国の数でございました。そのときに環境省からの説明では、EU諸国がそれに加わっていないということでしたので、EU諸国が加わると20カ国以上が一度に加わる可能性も非常に高いという説明もございました。

環境省の説明された担当の方の御意見ですと、平成30年4月1日には、おそらく施行されることになるのではないかと御意見をいただいております。

只今の御質問のお答えでよろしいでしょうか。

○委員長（宮川正孝） あとこの比較表、右側の資料スライド番号というのは当然、不要になってくると思いますので、よろしく願いいたします。

○委員（鈴木たかし） はい、委員長。

○委員長（宮川正孝） 鈴木委員、よろしく願いいたします。

○委員（鈴木たかし） ありがとうございます。今回、改正大気汚染防止法の概要を添付していただいたということは、今回、新たに発表になったということもあるのでしょうか。柳泉園組合として自主規制ないし、今回委員会を開いて対策を練っている事柄が、国の基準と比べて決して甘いものではない。ゆるいものではなく、国の基準と照らしても十分に厳しい状況になっているということと比較していただくために添付していただいたと思います。そういう理解でよろしいですかね。ありがとうございます。

それから戻りますが、中間報告のところで今回の中間報告の肝はやはり今後の対策、どういうふうに水銀が混入しないためにしていくのかというところを記述してある9ページから12ページになると思います。この辺りは4つ、水銀が混入しない為の対策として示していただいております。1つが薬局回収モデルなどキャンペーンをしていこうということ、これは入りの部分で、市民レベルでしっかりと広報をして、入ってくるところからまず減らしていこうという取り組み。

2番目としては、もし入ってきてしまった時にごみピットのところで拾っていこうという取り組みとして携帯型水銀連続測定装置を今後、導入していきたいということ。

3つ目としては、水銀含有製品、乾電池や蛍光管を柳泉園組合のなかでしっかりとした管理体制をしていこうということ。

4つ目としては、これはまとめた風に取り上げられるのですけれども、タイトルが水銀含

有廃棄物の管理体制改善案のところ、(3)と関連しているような書き方になっていますけれど、内容的に見るとこれはまとめの書き方ですよ。なので、おそらくちょっとタイトルを変えていただくか、または水銀検出時の対応というところが(4)として新たに出てくる場所だと思うので、もし拾いきれなかったものが入ってきた場合には、柳泉園から出さないよという意味の取り組みとして、ひとつ自主規制値を今回しっかり0.05ということと、しっかり停止するという、国の基準では必ずしもすぐ停止にはなっていないけれども、柳泉園としては即座に停止していくという取り組み。そして少し小さく書いてあるので見逃しがちですが、今後の改善案として水銀吸着率の高い活性炭の使用を検討と書いてあります。これは柳泉園組合議会のほうでも何度か委員の方から提案のあったところだと思います。

仮に100%燃やさないというところを目指してはいるけれども、万が一入ってきて燃えてしまったときには、絶対に出さないための取り組みとして、しっかり水銀を吸着するフィルターを付けていこうという取り組みだと思うので、ここら辺もしっかりと表の中ではなくて明記していけるような書き方をさせていただいたらよいと思います。

以上の点で、御考慮いただければと思います。

○委員長(宮川正孝) 適切な御指摘等、ありがとうございます。

○技術課長(佐藤元昭) はい、只今いただきました御意見のほうも、最終報告書のほうで細かいところを載せさせていただければと思っておりますので、よろしいでしょうか。

○委員長(宮川正孝) 今の鈴木委員の御指摘を踏まえたと、11ページの管理体制の検証というのは、最初に書いてあったもの、最初というのは9ページの水銀が混入しない為の対策として、今まではこういう形でやってきましたよという形でまとめてしまって、御指摘の4のところを管理体制の改善とタイトルはともかく、そういう書き方にすればおそらくよろしいのではという気がいたします。

改正大気汚染防止法についても、何か他にございませんでしょうか。

○委員（松川聡） すみません、この比較表ですけれども、こちらに出していただいたのは現状の自主規制と改正大気汚染防止法との比較ということだと思いますが、御意見いただいているなかで、柳泉園組合が改正大気汚染防止法を受けてこうしていくという中身をここに載せていくのか、それとも単純に法律との比較なのかということ。少し整理をしたほうがよいと思います。もし、現状はこうで改正前にはこういうことをやって、改正後に変わるのかどうかわからないですけれども、そういうかたちで載せるのが、本文のなかとこれとの対比がわかりにくいかなという感じがしました。その辺をもう少し分かりやすい表現にしたほうがよいかなというふうに思いました。

本文のほうでも御指摘ありましたけれども、例えばバッチ測定とか一般の方が聞いたら少し分かりにくい表現もかなりあるので、その辺についても注釈を入れていただくとか、分かりやすい表現でお願いできればというふうに思います。

○委員長（宮川正孝） 先ほども御指摘ありましたが、確かに専門用語とか基準値の話とか、その辺は最終報告書の最後のほうに資料みたいなかたちで入れさせていただいて、特に市民の皆さんも御覧いただくものと思いますので。分かりやすいということで、御意見もいただいていますので、そういうかたちで進めさせていただきたいと思っております。

他にいかがでしょうか。全般をとおして検討していただいた全般でも構いませんので。

他にないようでしたら、3番目の「その他」のほうに移らせていただきますけれども、よろしいでしょうか。特にございませんでしょうか。

ではすみません、事務局のほうから連絡等もあるかと思しますので、よろしくお願いたします。

○技術課（濱野和也） それでは、次回の第5回委員会開催日について、御報告させていただきます。

次回の委員会につきましては、事務局案といたしまして、2月23日木曜日、翌24日金曜日、週明けの28日火曜日、以上3日間のうちいずれか1日といたしまして、開催時

間は本日と同じく午後1時30分からこの会議室で開催したいと考えております。

2月23日木曜日、24日金曜日、28日火曜日のいずれか1日ということをお願いしたいと思います。

○委員長（宮川正孝） 只今、事務局より次回開催日程について案が出されましたが、委員の皆様いかがでしょうか。ちょうど年度末で大変お忙しいとは思いますが、最終報告書のとりまとめ等もございますので、調整していただければと思います。

（日程調整）

○技術課長（佐藤元昭） それでは、次回の第5回委員会は2月24日金曜日に開催したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（宮川正孝） それでは、次回第5回委員会の開催日は2月24日金曜日の午後1時30分といたしますので、よろしく願いいたします。

それでは以上を持ちまして、本日の議事を終了しましたので、閉会とさせていただきます。

午後3時 閉会
